

■特別企画

第11回著作権・著作隣接権論文募集 入賞者座談会

第11回著作権・著作隣接権論文募集の入賞者を招いての座談会が2025年5月に開催されました。実務家、法科大学院生、弁護士という異なる立場からの視点が交わり、論文執筆の苦労や喜び、そして今後の応募者へのエールが語られ、論文募集の意義と価値、そして知的財産分野における多様な人材の活躍の重要性が改めて確認された有意義な議論となりました。

司会：羽賀由利子（成蹊大学教授、第8回第1位受賞者）

パネリスト：

- ・後藤裕美（第1位受賞者、一般社団法人映像実演権利者合同機構）
- ・古場和美（第2位受賞者、東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻3年）
- ・根 弘行（第3位受賞者、ウィザーズ弁護士法人アソシエイト）

2015年までの20年間で2年ごとに実施され、第10回まで数えました。いったんの中断があったものの、2023年に第11回が再開されました。本日は、第12回論文募集への応募プロモーションも兼ねて、直近回である第11回の上位3名の入賞者の方々に集まっていただきました。まずは、第11回受賞者のみなさんのお自己紹介と、入賞したご論文の内容説明をお願いします。

後藤：本日はよろしくお願いします。

あらためまして、後藤裕美です。受賞時と現在の所属は変わらず、一般社団法人映像実演権利者合同機構（PRE）の職員です。主に、放送番組の二次利用における実演家の著作隣接権等の権利処理をしている団体です。

また、この論文募集で賞をいただいたことをきっかけに、2025年の4月から早稲田大学大学院で科目

はじめに・受賞者紹介

羽賀：著作権・著作隣接権論文募集は、1996年から

等履修生として勉強しています。

私の論題は『著作権法93条1項の解釈をめぐる考察—放送番組の二次利用における実演家の権利処理に際して「局制作」「局外制作」を区別する解釈の妥当性及び要否について—』です。

著作権法93条1項の解釈によって、実務上、放送番組が局制作と局外制作に区別されることがあります。それにより、実演家の権利処理の方法や実演家の権利の在り方も変わる場合がありますが、その点が、入職以来ずっと疑問でした。

そこで今回、なぜこのようになっているのか、そしてそれは必要なのか、ということを論文にまとめました。

古場：東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻3年の古場和美です。

応募したときは、法科大学院未修1年でした。論題は、『岐路に立つ著作隣接権制度—生成AIと実演の関係を中心に—』です。

応募当時、生成AIが話題になっていました。ですが、AI生成物の著作物性や主体論に関する議論と比較すれば、実演や実演家との関係を考察した論考は、まだ世の中に少ないという状況でした。作品には実演がつきものです。実演家の権利にスポットを当て、権利の保護と利用のバランスを考えることによって、望ましい取り扱いを探る必要があると思い、このテーマを選びました。

根：ウィザーズ弁護士法人でアソシエイト弁護士として働いている根 弘行です。応募時は司法研修所第77期司法修習生でした。入賞論文の論題は『GNU/GPLの伝播性についての一考察～ドイツにおける議論に照らして～』です。

ざっくり説明しますと、GPLはソフトウェアライセンスのうちの1類型で、オープンソースソフトウェアに使われるライセンスです。ソースコード開示を強制するような内容のライセンスのうち、恐らく最も著名なものがGPLだという理解です。

なぜドイツにおける議論に照らしたのか、ということについては概要で示しています。わが国において、GPL関連の裁判例は地裁レベルでも存在していませんが、ドイツにおいてはある程度の裁判例が蓄積されています。そこでドイツにおける初期の議論、裁判例等々を照らして日本法に引き合わせたときに、どのような考えになるかを考察してみた、という内容です。

羽賀：改めて、司会の成蹊大学法学部の羽賀由利子です。現在は大学教員として、学部とロースクールで国際私法と国際取引法を担当しています。

第8回の論文募集で第1位をいただきました。母

校である九州大学大学院法学府博士課程2年生の時だったと記憶しています。受賞論文のタイトルは『フランスにおける著作人格権の準拠法——Asphalt Jungle事件の検討を通して』です。

私が専門とする国際私法は、各国で法律の内容が異なるため、国際的な要素を含む事件が起きたときに、どの国の法律が適用されるかを決定するという法分野です。この時、適用される法律を準拠法と呼びます。国際私法は国際的な要素を含む民事的な紛争のすべてに関係しますが、中でも私は、著作権、とりわけ著作人格権の準拠法をどのように決定するかについて関心を持っていました。フランスは著作人格権を重視する国であり、Asphalt Jungle事件は同国の著作人格権に関する重要判例です。とても興味深い事件ですので、大学院での研究の中で第一審から詳しく読んでみると、その際にまとめたメモをもとに書いた論文に対して、ありがとうございました。

応募のきっかけ

羽賀：まず、受賞者のみなさんがこの論文募集への応募を決めたきっかけについて、お伺いしたいと思います。

後藤：論文募集を知ったのは、入職してちょうど丸10年を超えたあたりで、節目として何かできればいいなと思いながらも、何もできないまま時間が過ぎていたころでした。募集を知った当初は、なんとなく興味はありますし、論文など卒業以来書いていませんでしたし、一般社会人の自分が論文を書くというのは、少し恐れ多いような話だと思っていました。

ですが、たまたま、CRICの資料室に来たときに、CRICの職員さんから、「実務家の論文でも評価される方がいるので書いてみてはどうですか」と言われ、思い切ってチャレンジしてみようかな、という気持ちになりました。その後、会社で上司にも相談

したところ、応募すると後押ししてもらったこともあります、それをきっかけに半年～8カ月間ほど執筆に取り組みました。

古場：私の場合、実は、募集が中断する前の第10回に応募した経験があります。その際は、佳作をいただきました。前回応募した当時は、まだ学部2年でした。論文の書き方すらわからっていないと自覚する中で応募したこともあり、納得できる出来映えとは、到底言えませんでした。ですから、「これから勉強して、2年後には絶対また応募するぞ！」と思っていたところ、中断の話を聞き、とても残念に思いました。復活することがあれば、絶対に応募したいと思っていたところ、第11回の論文募集が始まるのを『コピライト』で知り、構想を練りました。

私は、大学卒業後すぐ法科大学院に進んだわけではありません。10回の受賞を期に、研究者の方と交流させていただく機会もありましたが、当時、さまざまな事情から、進学を視野に入れてはいませんでした。研究者という仕事に憧れを抱きつつも、一生の仕事にするという強い決意をするまでには至らなかったのです。大学卒業後は民間企業に就職しました。

私は就職後、法務や知財の仕事をしていたわけではありませんし、結果的に遠回りして法学の世界に戻ってきたともいえます。ですが、社会人経験を通じて、たくさんことを知ることができました。ですから、全く後悔していません。

働いている間にも、趣味として論文を読んだり、メモ的なものを書いたりはしていました。その際、以前よりもいっそう、どうしたら課題を解決できるかを考えるようになりました。自分が組織の中で働いていることもあるって、実際に現場はどう動くべきなのか、解決策が気になりはじめたんです。応募するからには、自分なりに考えた結論や解決策を示そうと思い、執筆に取り組みました。

今回の応募によって、学部時代の心残りが解消されただけではなく、前回より少しは良いものを作ったのではないかとも思っています。

根：私の出身ローは早稲田なのですが、早稲田大学には、後藤さんも来年（2026年）入学を目指している社会人向けの「早稲田大学知的財産法LL.M」という1年制の課程がありまして、ロースクール生でもLL.Mの一部の授業を取って単位に算入できました。

そこで開講されていた比較知的財産法という科目を履修したときに、発表ペアになった人から、「ソフトウェアライセンスをテーマにしないか」と言わされたのが、この分野に取り組むようになった最初のきっかけでした。その授業で、GPLをテーマに發

表したのもあり、そのままリサーチペーパーを書いてみようと思い立ちました。

そこで3年時の冬に上野達弘先生の指導の下でリサーチペーパーを書いて提出しました。ありがたいことに単位を頂き、無事卒業しまして、その年の冬ごろ先生に司法試験の合格報告を致しましたところ、このような論文募集があるので出してみれば、と言われたので、まとめ直して応募してみた、というのがきっかけです。

羽賀：私のきっかけは、おそらく、CRICから母校の知的財産法の先生に送られていたであろうポスターが、大学院生向けの学内掲示板に貼られていたのを見たことだったと思います。ずいぶん前のことですのでよく覚えていませんが、そのころには研究者を志望していたこともあり、他の人の目に触れ、きちんと読んでいただける論文を書いてみようと思って、応募を思い立ったのではないでしょうか。他人事のようですが……。研究者は仕事としてたくさんの論文を書きますので、何を思って書き始めたのかと問われても、昔のことだと実はよく覚えていない、ということはしばしば起ります（笑）。

論文の対象として取り上げたのはフランスの重要判例ですが、フランス語自体を鍛えているところだったこともあり、原文をしっかりと読んでみようと思って書いた、というのもあったかもしれません。

テーマの選定について

羽賀：さて、応募の契機から、テーマの選定という話題に移りたいと思います。みなさんのご論文のテーマについて、その着想に至った経緯と、そのテーマのこの部分が魅力的だというアピール、みなさんの受賞論文のいわば「推しポイント」をお伺いできるでしょうか。

後藤：私の場合、実演家の権利の中でも、放送番組の「局制作」と「局外制作」の問題に絞ったこのテーマで書く人は、誰一人いないと思い、このテーマにしました。また、このテーマは、私が実務に携わる中ずっと気になっていた問題であり、利用者と権利者の双方に接してきた私だからこそ書けることがあるのではと思ったことも、このテーマに決めた大きな理由です。

実は、テーマを考えていた当初、A.I.をテーマにすることも考えました。皆さんご存じの通り、実演家にとってもA.I.は非常に大きなテーマで、実務上も、日々いろいろな話を聞き、かなりホットなトピ

ックスだと思っていました。でも、きっとAIについては、書く人がたくさんいるだろうなと思いましたし、PREでの業務に携わってきた私だからこそ、書けることは何だろうと考えたときに、実演家の間で、長い間語られ、かつ、自分が実際に実務で疑問に思ってきたことが良いだろうと、このテーマに決めました。

手前味噌で恐縮ですが、私の論文の「推しポイント」としては、自分が実際に実務で着想を得たテーマについて強い実感を持って挑んだという点かもしれません。

古場：後藤さんも、当初はAIで考えていたんですね！よかったです、被らなくて（笑）。

私は昔から実演の利活用に関心を持っていました、それには趣味が関係しています。私は、子どものころから昭和歌謡やクラシック映画が好きで、親しんできました。名作を次の世代にそのままの形で受け継ぐことも大切ですが、時代に合わせて、新たな価値を生み出すことも重要です。実演家のみなさんをリスペクトしつつ、そういうことができないだろうかと、問題意識を常に持っています。以前から論文を書いてみたいと思っていました。

応募論文の中にAIをテーマとするものがたくさんあるだろうということは、容易に想像できました。そうはいっても、「AI×何か」の「何か」で独自性が出来るのではないかと思って、実演でいくことにしました。前回（第10回）は「死者のパブリシティ権」について書きました。これも、AIと同じで、権利調整の場面がテーマです。少しわかりにくいかもしれないのですが、自分の中では、第10回と第11回のテーマが密接に結びついている意識です。

1970年代に著作隣接権制度が日本に導入されたときには、機械的失業対策という政策目的が大きく打ち出されました。それから半世紀を経て、再度、実演家の方たちが「AIによって実演が作られ、実演を思いどおりに変えることができるようになれば、私たちの仕事がなくなってしまう。」という趣旨のことを訴えていらっしゃるわけです。課題が顕在化

しつつあり、AIと実演の関係を検討することは一定の意義があるのではないかと感じるに至りました。

法的な問題の所在を明らかにするためにも、古典芸能分野に特化した設例を作りました。実際、数名の審査員の先生が「設例が良かった。」とおっしゃいました。反響も、設例に関するものを多くいただきました。設例が、このような有難い評価をいただく決め手になったのではないかと、自分では考えています。

やはり、論文を書くときには自分の頭で、具体的にどのような問題が発生しそうかを詳細に考えることが大事ではないでしょうか。そして、問題から逃げずに自分なりに詰めていくことが大事だと思っています。僭越ながら、推しポイントがあるとすれば、「設例」でしょうか。

羽賀：実務でのご経験からインスピレーションを得られた後藤さん、社会情勢の変化に着目した古場さんと対比して、根さんは外国法を中心的な素材として扱っておられますね。研究者では比較法は伝統的なアプローチですが、実務家の方では少し珍しいように思います。ドイツ法をテーマになさったことについて、少し詳しくお伺いしてもいいでしょうか。

根：身もふたもない話をしてしまうと、私のテーマ設定は個人的な趣味からです。私は子どものときからプログラミングやパソコンいじりが好きで、Linuxという、ざっくりいうとGPLが設定されているOSを子どものころから使ってきました。その関係で、コピーレフトの存在自体は知っていたのですが、果たしてそれが法的にどのような効力を持ち、どのようにそのソース開示機能を果たしていくのかということについてはいまいちわからず、昔からとても気になっていました。

先ほど申し上げたようなこともあります、少し調べてみたらドイツでは裁判例があるらしいということがわかりまして、私はドイツ語を多少読めたのと、何より上野先生がドイツ法を研究されていたこともあります。良い機会だと思ってドイツの事例を扱うことになりました。ロースクールで提出したリサーチペーパーはドイツ法一本で、向こうの裁判例と理論をまとめるだけのものだったのですが、まとめているだけではレポートと変わらないので、今回は日本法に引きよせて考えてみようと思い、このような形となりました。

羽賀：個人的な趣味がきっかけ、いいですよね。論文執筆が楽しくなります（笑）。

私の場合、少し真面目なふりでお話ししますと、自分が調査して分析したことを、きちんと世に問うてみたかった、ということがあります。自分の専門

の国際私法分野の中でちょうど著作者人格権をテーマとして論文を書いていたので、この論文募集に応募したのは、たまたまその時の自分の研究内容に合っていると思ったからです。もし違うテーマを扱っていたならば、違う論文懸賞に応募していたかもしれません。

研究者になる以上は自分の調査したことを他人に伝える能力も持たねばならないと、指導教員の先生にも言われていました。これを一度はしっかり実践してみようと考えていた時に、この論文募集のポスターを見ていい機会だと思ったことは覚えています。あ、やはりポスターが直接のきっかけですね（笑）。

Asphalt Jungle事件は面白い判決で、この事件については、第一審判決から破毀院（フランス最高裁）判決まで、内容をかなり詳細に書きました。いまから見れば自分のフランス語の翻訳には物申したいことはありますが、その当時の力量からすれば、事案を丁寧に翻訳して書いています。その当時においては、この論文がこのAsphalt Jungle事件について日本語では最も詳しく書いたものだろう、という自負はありました。

執筆の苦労

羽賀：第11回の受賞論文はいずれもとても面白いと思いますが、受賞者のみなさんのすごい点ばかりを聞いて、応募者の方が二の足を踏んでしまってはいけませんし、執筆中の苦労話も、次の応募者にとても役に立つ情報だと思います。そのあたりについてお伺いしたいのですが、後藤さんから、いかがですか。

後藤：思い付いたことが二つあります。ひとつは、論文の書き方や作法が分からず悩んだことです。

私は学業を離れてから、長らく論文のような文章を書いていませんでした。次回の応募を検討中の方にも、論文から遠ざかっている社会人の方もいると思います。

私が、論文の書き方の参考書として使ったのが、東京大学の上野千鶴子先生の著書『情報生産者になる』でした。市立図書館でたまたま出会った本でしたが、この本に、研究計画書の書き方、問い合わせの立て方、情報の整理方法などが非常に詳しく具体的に書かれていたので、できるだけその方法に倣って執筆を進めました。

また、参考文献等の書き方も苦労しました。その点については、前回の入賞者座談会で上野達弘先生が、法律編集者懇話会「法律文献等の出典の参照方

法」を紹介されていたので、それを参考にしつつ、過去の受賞者の論文も参考にしながら脚注を書きました。

二つ目です。失礼な言い方になれば申し訳ありませんが、私はもともと研究職を目指す意識はなく、この論文を書き始めました。普段は、一般社会人として権利処理の事務をしていますので、論文執筆は必ずしもやらなければならないことではありませんでした。それを最後まで書き通す、という強い意思を持ち続けることが大変でした。業務ではありませんし、それによって、昇進や昇給など何らかの評価に直接的な影響はありません。今となってはプラスの影響をたくさん実感していますが、当時の感覚としては、提出しなくても何ら困らないものだったので、執筆に行き詰まるたびに諦めてしまいそうになりました。

とは言え、実務に携わりながら、多少なりとも著作権・著作隣接権については勉強していたつもりだったので、自分がどのぐらい世に提示できるものがあるかをチャレンジしてみたい思いもありましたし、業務ではなかったですが、ありがたいことに会社からも応援してもらっていたので、応援に応えたい気持ちもありました。ですので、最後は、今書き通さなければ絶対後悔する！書き通さなければいけない！という気持ちでやり切ったように思います。やり切れるか不安な方は、あえて、周囲に執筆を宣言して自分にプレッシャーをかけてもいいかもしれません（笑）。

この二つが、大きく苦労したところだったと記憶しています。素人感満載で、次回応募の方にお役に立つかどうか不安です（苦笑）。

古場：先ほど話したように、私は社会人経験があるのと、仕事と研究を両立している後藤さんのことを、心から尊敬しています。今回から応募時の年齢制限も撤廃されました。社会人はもちろん、お仕事をリタイアされた方を含め、いっそうさまざまな年代の方に応募してほしいです。前向きに、これまでの経験を生かして執筆に取り組んでいただけたらと願っ

ています。

後藤さんが今おっしゃった、「書かなくても困らないものを書く」ということは、学生にもあてはまることがあります。私は法科大学院生として、研究がマストではない課程に在学しています。ありていに言えば、この論文は出さなくてはいけない論文ではありません。単位が得られるわけでもありません。それにもかかわらず、なぜ頑張ることができたかというと、この論文募集に対する熱意があったからです。

私が法科大学院に入学したと同時に、この論文募集が運命的に再開されました。前回の募集に応募したことによって、入賞者間で横のつながり・縦のつながりができたことは、私にとって大きな財産でした。法科大学院で学びつつある論文執筆の手法を使って、もう一度書きたい。その思いだけで、突き進みました。根性で、法科大学院の学修と研究を両立させました。

加えて、後藤さんの話に乗っかる形になりますが、確かに、私も体裁は大変だと思っていました。特に、法科大学院でも論文の書き方を専門的に学ぶ機会はほとんどないので、自分で書き方を調べる必要がありました。

私は現在、『東京大学法科大学院ローレビュー』の編集委員をしています。東京大学法科大学院ローレビュー編集委員会「東京大学法科大学院ローレビューにおける文献の引用方法」は、法学分野における引用方法のお作法を示すもので、PDFがインターネット上に公開されています。私は、それに準拠して執筆しました。それに加えて、大村敦志・道垣内弘人・森田宏樹・山本敬三『民法研究ハンドブック』(有斐閣、2000年) や、弥永真生『法律学習マニュアル 第4版』(有斐閣、2016年) を参考にしました。

大変だったこととして、これは完全に自己責任になりますが、1万8000字という制約があったので、私は最初、判例評釈を書こうと思っていました。ただ、声優さんたちの訴えを見聞きして、やはり社会的な課題解決の要請があり、取り組む意義が大きいと感じました。そこで、締め切り2カ月前に、それまでやってきたことを放り出して、テーマを切り替えました。ちょうど春休みだったので、みっちり2カ月使ってやり切りました。

資料集めの段階では、CRICさんの資料室を使わせていただきました。それと、ありがたいことに、本学は図書館がとても充実しています。図書館にこもって調査しました。内容面では、当時、生成AIと実演に関する論考は、私の技術では上手に検索をかけることができず、ほとんど見つかりませんでした

た。そのまま引用できる文献がほとんど存在せず、近いところで書かれている論考を引く作業が大変だったと思います。

これは改善すべき点ですが、今回の論考では、検討が不十分なまま次の検討課題、また次の検討課題と、課題を広げ過ぎているところがあります。内容を盛り込みすぎて消化不良を起こしている点は、周囲からも指摘を受け、反省しています。もう一度この論文を手掛けるとすれば、同定可能性に着目したり、著作隣接権の侵害・非侵害についての検討を厚く書きたいです。

羽賀：働きながら執筆された後藤さん、法科大学院生として書かれた古場さんと、それぞれのご苦労を話していただきました。根さんは応募当時は修習生でおられましたが、いかがですか。お立場上、苦労なさった点などあるでしょうか。

根：提出したときは修習生でしたが、修習は3月始まりで、最初の導入で2週間くらい経ったころに提出しました。論文を書いていたのは、司法試験の合格発表から修習が始まるまでの間です。

いろいろな苦労がありましたら、まずは何よりも、扱っていたのがドイツ語の文献ばかりだったので、読むのに苦労しました。ただ、後続の同じような属性の方々に向けて、という面では、第二外国語文献を参照するような方というのは、研究科の大学院生だと思いますし、ロースクール生でそのようなことをする物好きは少ないのでしょうから、これは省略します。

たしか、ロースクールの在学中に受験ができるようになったのは、私の一つ後からだったと思うのですが、私は卒業しなければ受験できない最後の世代だったため、文献収集の面でとても困りました。ドイツ法文献のデータベース、確かJuris Onlineだったでしょうか、在学中は早稲田の学籍を使ってそちらにアクセスし、裁判例や民法典のコメントールのPDFを引っ張ってくることができました。ただ、学籍がなくなってしまうと、一切アクセスできなくなってしまったのでとても困りました。

在学中にリサーチペーパーを書いていた時のデータ自体は残っていたのですが、もうアクセスできないデータベースから取ってきた断片的な文献を引用するわけにもいかないですし、それだけでは足りませんので、図書館で文献を探し出して直接確認しなければいけませんでした。一応、卒業生という身分で大学の図書館に入ることはできたので、しばしば足を運んでは本をコピーして確認を取っていました。そんなところで、文献収集はとても苦労しました。

あとは、正直なところ、スケジュール管理に苦労

しました。今は当てはまらないと思いますが、私の世代の司法試験受験者は皆、無職の状態で受験していました、発表後しばらく暇だったのもあり、2024年の3月までには完成するだろうとスケジュールを甘く見積もっていました。2月にはある程度完成させて、そこから完成度を高めるような形で余裕を持って出そうと考えていたのですが、その2月に体調を崩してしまいました。結局完成状態にないまま司法修習に突入する状況になり、和光に通いながら慌てて締め切りまでに詰めることになりました。これがとてもつらかったです。そんなこともあって、提出した論文の形式面はだいぶ崩れてしまいました。これは大きな反省点です。提出最終日に駆け込みで提出した関係で、そのあたりを詰め切ることができませんでした。スケジュール管理をきちんとして、余裕を持って提出してもらいたいです。

古場：執筆は計画的にということですね。

根：そうです。計画性がなければダメです。

古場：これは、私たち全員が実感していることですね（苦笑）。今回応募を検討している方に、是非ともアドバイスさせていただきたいことです。私たちを反面教師にしてほしいですね（笑）。

羽賀：とても参考になりますね。私も根さんと同じく外国法を対象とした論文ですが、執筆していた当時は、現在ほどはデータベースが充実していない時代だったので、文献収集にはとにかく苦労しました。いましがた話に出ていたドイツ法は、法学の中では比較的メジャーなのでデータベースも入っていることが多いのですが、少なくとも母校は、フランス法のデータベースは入っていませんでした。それもあって、資料収集にはきわめて苦労したことが一番の印象です。最近は為替の関係で、データベースが高額になっている、という問題もしばしば聞きます。資料収集については、CRICの資料室の利用が開かれていることは、後進の育成には大変助けになっていると思います。それでも地方在住だと、未だ少し大変なのですが。

語学それ自体に関しては、私自身はそもそも英語よりもフランス語の方が好きなので、もちろん外国語としての苦労はありましたが、楽しく読んだ記憶があります。これから時代はAIなどを駆使して読む人も多いと思いますが、法律の文献に関しては、今のところは自分で読む方が早い気がしています。AIももちろん外国語学習に有用だとは思いますけれども、ぜひお若いみなさんにも、ツールに頼るだけではなく、自分の力で読める力を持っていただければな、と研究者としては思います。

形式面について、みなさんが論文の書き方を習っ

ていない、とおっしゃっているのを聞いて、教える側としては少しショックです（苦笑）。脚注は文章扱いなので句点を付けましょう、引用の方法はこんな形ですよ、など、私自身は少なくとも学部時代にしっかり教えていただきました。これは単に先生運が良かっただけかもしれません。確かに、私の時代は「体で覚える」の傾向もあったかもしれません、教員としては、現在の大学でも前任校でも、きちんとお伝えしているつもりです。私が教員となつた第10回のころには、すでに多くの大学で教育内容が意識的に組まれていると思います。

前回の座談会でもありました、この論文募集は学術論文を対象としていますので、学術論文のルールに従って初めて、その土俵に立てるということを前提としていただきたいです。毎年の審査員の先生方のコメントにも、そのように書かれています。ルールに従っていない論文を読むのは、読む側にとっては大変ストレスフルな作業だということは、強く申し上げておきたいと思います。不要なストレスを審査員の先生方にかけることになりますし、未来の応募者の方々へのアドバイスとして、そのような読み手へのストレスがないだけでも論文の評価は上がるのでは、と思います。

それから、先程、根さんからご執筆中に体調を崩された、スケジュール管理が重要だ、というお話をありました、この点は本当に声を大きくして指摘したいです。今後の応募者の方にも、いっそ紙に書いて目につくところに貼っておいていただきたいですね（笑）。卒論執筆中の学生さんにも言うことなのですが、物事が100パーセント順調に進むことはありません。体調を崩すなど、必ず不測の事態が起きます。そういうことまで織り込んでスケジュールを組むことは大事だと思います。これはおそらく実務でも同じではないでしょうか。学生さんであれば社会に出られた時、あるいは部下を持ったとき等も同様かと思いますが、こういったスケジュール管理ができるようになることは、社会生活においても役に立つのではと思います。そういうスケジュール管理の練習という意味でも、この論文募集はいい訓練になりますね。

古場：1つあるとすれば、周りに意見を求めるんですね。今回、私は、2カ月前に急きょテーマを変えたこともあり、応募前の論文を見てもらうことができませんでした。自分以外の人の目を通すことはとても大事だと思うので、それができる環境にあれば、やっていただくと、より良いものになるのではないかでしょうか。自分では気付かなかったミスや、ここさえ直せば良くなるというところを、入賞が決まっ

て誤字脱字チェックをしているときにいろいろな方からご指摘いただきました。

第10回の応募時は、知的財産法がご専門の先生と、憲法がご専門の先生に論文を見てもらいました。押し掛けで大変迷惑をおかけしたとは思いますが（苦笑）、フィードバックをもらい、プラスアップしました。自分では気づくことができない誤りは、誰にでもあることです。勇気を出して、第三者の意見を求めてほしいです。

根：本当にそう思います。私は指導教官が上野先生だったので、さすがに見てもらうことはできませんでしたが。

古場：それはそうですよね（笑）。私も、審査委員の上野先生にはお願いできませんでした。

根：見せる相手がないまま出しました。誰かに見てもらうことは大事ではないかと思います。ゼミなどで見せられる法学関係の先生がいるのであれば、事前に見せて得られるものはかなり大きいはずです。

古場：先生に見せるのが難しい場合には、たとえ友達や先輩でも、見てもらったほうがいいです。

羽賀：私もすでに博士課程でしたし、自分の力試しのつもりだったので、指導教員の先生には一切お見せすることなく出しました。先生は、入賞のご報告をしたときに初めて私がこの論文を書いていたことをお知りになったのではないかと思います。とはいっても、これはおすすめできないやり方です。あらかじめ人の目を通したほうが、自分の論文を客観視できていよいと思います。

入賞の喜びと影響

羽賀：時間も迫っていますので、入賞したときの率直な感想を聞かせてください。ご自身はもちろん、ご家族やご友人の喜び、会社など周囲の反応、色々あります。将来の応募者のみなさんのモチベーションになるように、喜びの瞬間についてお話ししいただけますか。

後藤：とてもうれしかったです。本当にうれしかったです。ちょっと大げさかもしれません、私はこの入賞で人生が変わったと言っても過言ではないかもしれません。執筆当時は、2年後に大学院の授業を受けているなんて全く想像もしていませんでした。少し話を戻します。

私のこれまでの業務は、権利処理実務ももちろんその一つなのですが、それ以外にも、委任管理、利

用者等との契約、さらには、社内の総務的な仕事などさまざまに幅広く携わさせていただきました。それは、とてもありがたいことなのですが、一方で、一つの分野に特化したプロフェッショナルではないというか、それぞれの分野で特化して業務を行っている人にはかないません。

また、著作権・著作隣接権の勉強をしてきたといつても、他の団体には、私には到底かなわない優秀な方がたくさんいます。私は、どれも中途半端な気がして、何となく自信がありませんでした。それが、今回は、さまざまなことに携わってきたその立場を生かせるかもしれないと思って書いた論文で、とてもありがたいことに評価していただけました。それが大きな自信になったとともに、今後も、実務の現場に身を置いて日々の権利処理をしながら、研究と言えるレベルに達せるかは分かりませんが、研究とそのアウトプットができる人になりたいという新たな目標ができました。具体的には、今は大学院の科目等履修生ですが、来年（2026年）はLL.M.生になって法学修士を取得したいと思っていますし、さらに翌年以降には在外研究にもチャレンジしたいと思っています。

今回、この論文を書いたことによって、人生が加速度的に動き出したというか、すごく後押ししてもらった賞になったと思っています。ですので、応募を迷っている人や、私には書けないだろうと思っている人にも、思いきって応募することを心からおすすめしたいです。絶対プラスになることがあると思います。

古場：応募することには何のデメリットもありません。むしろメリットしかないです。たとえ残念な結果に終わったとしても、参加賞として、自分専用の『コピライター』を1年分もらえます。毎月自宅に届けていただき、勉強になります。ありがとうございます。

後藤：『コピライター』1年分も、もちろんそうですし、私にとっては、第11回の受賞者の横のつながりができたこともとてもプラスになっています。第11回のみならず、古場さんのご尽力で第10回の受賞者の

方々にもお会いする機会をいただきました。

また、今までいろいろなセミナーなどへ行つたときに、聞いている群衆の1人、権利者団体から学びに来た1人だった人間が、少しではあります、「PREの後藤」として社外の方にも認識してもらえるようになりました。そういった点でも今回のこの論文募集に応募してよかったです。ちなみに、学術奨励金は科目等履修生の受講料としてしっかり使わせていただいています。本当にありがとうございます。

古場：私も、仲間ができたことが一番うれしいです。第10回で一緒に受賞した方には、10年位たっても仲良くしていただいている、折に触れて食事に行ったり、ざくばらんに研究の話、とりとめもない愚痴まで話しています。友人にも近い関係を結ばせていただいていることは、本当に財産です。第11回でも、立場が違う方たちと出会い、交流することで、いい刺激になっています。後藤さんとも、何度も二人でご飯に行ったり、遊びに出掛けています。

また、表彰式の席上では、いろいろな権利者団体の方やCRICの方、先生方にお目にかかり、実際に言葉を交わさせていただくという、貴重な機会に恵まれました。私などが書いたものに対して、批判含めて褒めてくださる先生もいらして、本当にありがたかったです。受賞・刊行で一番うれしかった瞬間は、私が書いたつたない論文を、研究者の方の論文に引用していただいたことです。論文を世に出すことには一定の意味があったのかもしれない、改めて感じた瞬間でした。やはり、自分が考えていることを社会に提言というか、問いかけることは、重要な試みではないかと思います。ほんの少しだけですが、自信がつきました。

根：お二人と比べると、あまりにも矮小な感じの話になります。私の場合はリサーチペーパーが基で、今回の論文はその延長線上にあります。ロースクール時代からこのテーマに時間を費やしていたわけで、もしかするとロースクールに入ってからの司法試験対策と同じぐらい時間を使っていたかもしれません。司法試験受験生としては一体なにバカな事をやっていました、ということになりますが。とにかく、それぐらい時間を投資したものが、数多くの名だたる審査員の先生がたに見てもらい、審査された上で、ある程度評価してもらえたことが何よりうれしかったです。

論文などといってみても、査読がなければ、世に出したところでただの怪文書ですから。時間を費やして取り組んできたことなので、連絡いただいたときは本当にうれしくて、電話口でガツツポーズしま

した。

羽賀：私は電話でご連絡をいたしましたと記憶していますが、今も受賞のお知らせは電話連絡なのでしょうか。

根：最初の連絡は電話でした。

羽賀：ちなみに、何時頃に電話がありましたか。

後藤：私の場合は、たしかその日は、定時である19時に業務を終えました。定時を迎えてすぐスマホを見たときには何の連絡もありませんでしたが、片付けを終え、そろそろ帰ろうと思ってエレベーターで1階に降りた…19時15分、20分ぐらいだったでしょうか、ふとスマホを見ると着信がありました。知らない番号でした。

羽賀：知らない番号なのに、よく掛け直しましたね（笑）。

後藤：その番号を検索するとCRICだと分かったので、すぐ折り返しました。残念ながら、時間外のアナウンスでした。何か不備があったのかとも思いましたが、正直なところ、直接電話がくるということは、もしかして何か良い知らせかもしれない少しわくわくした気持ちもありました。

その日は金曜日だったので、週明けまで電話の内容が気になりながら過ごすのかと、気になる気持ちがいっぱいのまま、帰り道、駅まで歩いている途中で、もう一度、電話がありました。ちょうどすき家の前ぐらいで「第1位です」と聞き、「えー！」と周りの人が振り返るぐらいの声を出しました。その後すぐに上司に連絡しました。

羽賀：お差し支えのない範囲でお伺いしたいのですが、上司の方の反応はいかがでしたか。

後藤：とても応援してくれていたので、すごく喜んでくれました。今回の受賞ではクリスタルの盾をいたしましたが、その盾は会社に飾っています。

羽賀：盾、会社に置いておられるのですか（笑）。

後藤：今回の受賞は、本当に会社の応援や学ばせもらったことの力が大きかったので、会社の会議室というか、お客様が来る部屋に置かせてもらっています。盾の周囲は、上司や同僚が装飾を付けてくれました。

手作りの花などを飾ってくれて、とても華やかな感じになっています。上長の2人も授賞式を見に来てくださいました。授賞式でも祝賀会でも、ずっと動画や写真を撮っていました。

羽賀：入学式とか卒業式のビデオですね（笑）。

後藤：まさにそのような感じです。そのぐらい一緒に喜んでくれたので、論文に取り組んで本当によかったですと心から思いました。

古場：私は2カ月前に急いで書き直したので、自分の

中では、いまひとつの仕上がりだと思っていました。そんなとき、CRICさんから着信があり、「残念ですが『コピライト』を送ります」というわけで、あえて電話連絡なのかなと思って掛け直すと、「第2位」と言わされました。すごくうれしかったです。

受賞の連絡を受けて、現在指導を受けている田村善之先生にも、メールで連絡をさせていただきました。その後も、論文集の刊行、表彰式出席の報告をすると、「すごい！」と、喜んでいただけました。大学の事務の方にも「これに古場さんが載っているんだよ」といって『コピライト』を見せていらしたと間接的に聞き、ありがとうございました。

羽賀：田村先生の喜んでおられる様子が目に浮かびます。

根：あまり覚えていませんが、確かに、実務修習から帰って来てシャワーを浴びていたときだったので、夜7時か8時ぐらいだったと思います。

羽賀：修習中とおっしゃってましたよね。ご帰宅後だったのですね。

根：そうです。皆さんと比べると、それほどエモーショナルなシチュエーションではありませんでした。ただ、先ほども言ったように、電話を受けたときは、本当に喜びました。当時は、日野の実家から立川の修習先に通っていたので、すぐ親に伝えました。親はよく分かっていないので「あ、すごいね」という感じでした。あと、友達にも伝えて「へえー」というどうでもよさそうな感じで、喜んでいるのは自分だけか、という感じでしたね。

古場：上野先生には伝えなかったのですか。

根：上野先生は知っていました。

古場：審査委員ですしね（笑）。

羽賀：ということは、上野先生には改めては報告なさらなかつたのですか。

根：知っているだろうし、そもそも正式発表前に連絡とっていいのかな、と思いました。

羽賀：確かに、少し困りますね（笑）。

根：上野先生にどのタイミングで伝えればいいのか、いまひとつ分かりませんでした。

羽賀：指導の先生が審査員でもあるという、ある意味でのご苦労ですね（笑）。少し特殊なケースかも知れませんけれども。

根：表彰式あたりでようやくお会いできました。

羽賀：私のときは、研究室にいる日中の時間帯にお電話をいただきました。おそらく、応募のときに研究室の番号を連絡先として書いていたのでしょうか。何人かの院生が共同で利用している研究室で、電話が鳴ったらその時に在室中の誰かが取る、という運用でしたので、その時も何の気なしに応答しました。

当時はナンバーディスプレイではなかったですね。「羽賀はいますか」、「私です」、「1位です、おめでとうございます」というような会話でした。

私は、後藤さんと反対に、冷静になりましたね。人間、びっくりし過ぎると冷静になることを実感しました。当時の事務局長の片田江さんに、「特に1位の方は来ていただかないと困のですが、表彰式の日は空いていますか、東京に来れますか」と聞かれました。私は地方在住でしたので、「多分…？予定は空けるようにします」とお答えしたように思いますが、その時は本当に現実感がありませんでした。電話を切って日程をメモした後に、改めて我に返って、「あれどうしよう、これは大ごとじゃないか」と初めて驚いた感じです。夢うつつのまま、指導教員の先生に「1位になったらしいです」とメールを書きました。私の先生は厳しい方で、褒めてもらうことは滅多になかったのですが、その時はたった一行ながら、「おめでとう！」と力強い返信をいただきました。そのときに喜びを実感した気がします。

古場：ドラマチックです。

羽賀：あの1行だけの返信に、自分は頑張ったんだな、と思えたことを覚えています。この論文募集で賞をいただいたことは、研究者のキャリアにも大きなものでした。私は著作権法が専門というわけではありませんが、受賞歴を業績一覧に記載できるのは大きいですね。前任校でも、「あの上野先生も受賞した論文賞をもらった人だね」と研究者として認めていただいた部分は大きいにあります。その意味でも、研究者としての第一歩を踏み出させてもらった大きな存在です。また、どなたかがおっしゃっていたと思いますが、自分で1本書き切ったという自信を得られたことも、研究者として本当に大きかったと思います。私たち研究者にとって、学位論文はもちろん必須ですが、論文賞には出さなくても問題はありません。それでも、懸賞に論文を出して評価していただいたということは、自分にとって大きな経験です。特に受賞当時は、博士課程でやっていけるのかと深刻に思い悩んでいた時期でしたので、研究者として生きていってもいいのだ、頑張っていこう、と思い切ることができました。

久しぶりに読み直してみると、フランス語をもう少しきれいに訳すことができるだろう、とか、結論で若干日和っているんじゃないかな、とか、過去の自分に厳しい指導を入れたい気持ちはありますが（笑）、楽しんで書いていることだけは間違いくなくわかりました。研究を楽しいと思っている自分のルーツを見直すことができるという意味でも、原点になったありがたい機会だったと思います。この賞は、

著作権法分野におけるインパクトがあまりにも大きいので、「あなた、国際私法をやめて著作権法するんですか」なんて言われてしまったこともありましたが（笑）、まさに著作権法で研究職に進む方にとっては大きなステップになります。ぜひ野心を持って応募してもらえば、と思っています。

今後の応募者へのメッセージ

羽賀：最後になりますが、これから応募者の方に向けて、経験者としてこれだけは伝えておきたいメッセージはありませんか。

古場：応募すれば、自分が所属している大学以外の先生方から、客観的で中立的な意見をいただけます。しかも、複数の先生が意見をお出しになり、それが反映されて賞が決まるわけです。客観的な評価をいただけることは、重要ではないかと思います。大学や大学院においてレポート等の評価をしてもらう機会はあるかもしれません。ですが、この論文賞の場合、さらに、その評価が客観的で中立的な評価ということは、大きいと思います。

羽賀：私も地方の大学だったので、なかなか出会うことのない審査員の先生方に評価していただいたのは本当にうれしかったですね。私の時は、国際私法分野の大家でいらっしゃる道垣内正人先生が審査員の一人でした。もちろん学会などで先生を拝見することはありましたが、一介の大学院生だったので、お話しする機会などありませんでした。そんな道垣内先生と、受賞式で個人的に言葉を交わす機会をいただいたのは本当にうれしかったです。「探したけど誤字脱字もなかったんだよね」と言っていたいことは、今でも心の支えになっています。そういった自分の根幹の一部になる経験ですね。

古場：どのような経緯であったか忘れてしまいましたが、私は第10回受賞を機に、上野先生から研究室にお招きいただき、個人的に研究についてお話しする機会をいただきました。そこで研究者という職業がどのようなものか知ることができたんです。研究は楽しいし、やりがいがある営みだということを教えていただいた記憶があります。研究者を仕事として意識するきっかけになったと思います。

羽賀：いま思えば、先生方に大学院生レベルの論文を読ませたことは、むしろ怖く感じますね。その当時はありませんでしたが、齋藤博先生や道垣内先生にあの論文を読ませたと思うと…。若かったので冒険ができたんでしょうね。

古場：確かにそうです。若気の至りということで、お許しいただきたいです。

羽賀：根さんには恐縮ながら、今回の座談会では女性がマジョリティであることも強調しておきたいですね。この論文募集では、確か、私が女性では初めての1位だったと伺いました。それまでにも入賞者はもちろんおられましたが、1位は男性が占めておられたと聞いています。今では女性もまた多く活躍しておられることは、大変素晴らしいと思っています。

古場：今回の受賞は男女半数ずつでしたか。

後藤：女性3人、男性2人でした。

古場：表彰式のあと、普段は地方にお住まいの方を含め、みんなで顔を合わせ、二次会をして交流を深めましたよね。審査委員の上野先生もお招きました。本当に楽しかったです。

中断期間があったので、第10回と第11回の受賞者には、直接のつながりがありませんでした。今回の受賞者で連続受賞者は私だけということで、せっかくですからみなさんをつなげたいと思い、それぞれが書いた論文を読む会を開いたり、SNSで情報をシェアしたりと、普段から仲良くしています。この募集の目的は次世代の研究者育成ということもあり、微力ではありますが、今後も若い世代の活発な交流に貢献できたら幸いです。

羽賀：CRICネットワークですね。このようなご縁を考えても、この論文募集が続いているといいなと思います。

根：私は修習生に向けて話をします。知財法選択で興味がある方は、ぜひ興味のあるテーマで書いて応募してもらいたいです。これまでの受賞者の顔ぶれを見ていると、研究大学院の方々がとても多かったように思います。私のような、少しかじっただけのロースクール経由者が応募したところで受賞できるのかよ、と思いつつ出してみたわけですが、結局今回、3位入賞することができました。

何かしら興味があり、面白いと思えるテーマで書き始めて、やり切ることができれば、ある程度の評価はもらえると思うので、とにかくやってみてほしいです。

古場：私も法科大学院生に向けて、一言お伝えします。法科大学院生は、先生に論文を見てもらう機会がない方も多いと思います。ですから、この機会にぜひ、応募してみてほしいです。今回から年齢制限が撤廃されました。私のように、社会人経験を経て大学や大学院で学んでいる方も、積極的に挑戦していただけたら嬉しいです。

ロースクール教育の理想は、「実務と理論の架橋」だといわれています。日々、法学の勉強をしながら、

なぜこのような仕組みになっているのだろう?なぜニュースではこのようなことを問題視しているのだろう?と、きっと興味を持つことがあるはずです。それは、もしかしたら独創的な着眼点かもしれません。深掘りして論文を書いてみると、なかなか楽しい作品ができるのではないかと思います。とくに、在学中受験の制度によって、3年後期の今の時期、少しだけ余裕があるという3年生の方もいらっしゃるかもしれません。自分が興味を持ったテーマについて、とことん調べて書くという経験は、かけがえのないものです。法科大学院生のみなさんに、ぜひ応募していただきたいです。

羽賀:後藤さん、実務で働いておられる方に向けて、いかがですか。

後藤:では私は普段、実務に向き合っている一般社会の方に向けて。あまり偉そうなことは言えませんが、恐らく論文と一番距離があるのが社会人ではないでしょうか。ですが、社会人として毎日、実務で接しているからこそその視点、問題点の気付きは評価していただけるということを、今回、私は実感しました。ぜひ、少しでも気になった方はチャレンジしていただけたら次に大きくつながるのではないかと思います。必須ではないことを、あえて、ぜひ頑張っていただけたらいいなと思います。

羽賀:それでは私からは主に研究大学院のみなさんに向けてになりますが、論文を読むこと、書くことにおける実務法曹の方々や会社員の方々と比べて、私たちアカデミアの方が一步リードしているはずです。先ほどのデータベースへのアクセスの例のように、研究環境や時間などの意味でも、最も状況が整っている人たちだと思います。そして、大学教員になってしまふと、いろいろな仕事に追われて忙しく、残念ながら、しっかり研究することはなかなかできません。ぜひとも、自由に楽しく研究できるうちに楽しく書いて、その成果をこの論文募集に出してください。

私自身も最近は著作権関係の研究はあまりできていませんが、それでも、著作権・著作者人格権の準拠法の研究はライフワークとして続けたいと思いますし、この論文募集での着想から、自分の研究に広がりを持たせることもできると思います。大きな花実が咲きますので、ここで思い切って、是非挑戦してもらいたいです。

結びにかえて

羽賀:この論文募集を通じて、実務家、法科大学院生、研究者という異なる立場の方々が一つの場で議論し、それぞれの知見を共有できることの価値を改めて感じました。多様な視点から著作権・著作隣接権の課題に取り組むことで、この分野の発展に貢献できるのではないかでしょうか。

また、私のように他分野の方にも、隣接分野を研究することで自分自身の幅も広がりますし、大きなステップとなりますので、「著作権法か、別分野だな」と遠慮せずに、挑戦していただければと思います。これまでにも、民法や国際私法、刑法など、様々な分野の受賞者がおられ、現在でもそれぞれのご専門で活躍しておられます。

これから応募を検討している皆さんは、完璧を求めすぎず、まずは自分が疑問に思うことや興味を持ったテーマについて、じっくりと考えを深めて論文にまとめてみてください。査読付きの学術論文として評価される機会は貴重ですし、何より自分自身の成長につながる経験になるはずです。これから応募が始まる第12回の論文募集にも、是非とも多くの方々にご応募いただき、この分野のさらなる発展に貢献していただければと思います。

本日は長時間にわたり、どうもありがとうございました。

古場・後藤・根:ありがとうございました。